



2022年5月26日

各位

会社名 株式会社サカタのタネ
代表者名 代表取締役社長 坂田 宏
(コード番号 1377 東証プライム)
執行役員
問合せ先 管理本部副本部長 星 武徳
経理部長
(TEL. 045-945-8800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において、下記の通り2022年8月25日開催予定の第81回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会資料の電子提供に関する事項

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(株主総会資料の電子提供)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に対して、交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(株主総会資料の電子提供)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 電子公告制度に関する事項

公告方法について、周知性の向上及び公告手続きの合理化をはかるため当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

(3) 場所の定めのない株主総会の開催に関する事項

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が成立し、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会の開催が認められたことに伴い、株主総会の開催方式の拡充を目的として、定款第13条（招集）第2項を新設するものであります。なお、場所の定めのない株主総会の開催は、感染症のまん延又は天災の発生等の通常ではない場合で、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定した場合のみ開催いたします。

また本議案に基づく定款変更の効力発生は、株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

(4) 事業目的に関する事項

① 今後の事業展開等を勘案し、事業目的を追加するため定款第2条（目的）第15項を追加するものであります。

② 上記①に伴い、号数の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年8月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年8月25日（予定）

(下線は変更部分を示します。)

現行	改定後
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>(1) ~ (14) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(15) 前各号の事業を目的とする他会社への投資</p> <p>(16) 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>第3条~第4条 (条文省略)</p> <p>第5条 (公告の方法)</p> <p>当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(新設)</p> <p>第6条~第12条 (条文省略)</p> <p>第13条 (招集)</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>第14条~第15条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>(1) ~ (14) 省略</p> <p><u>(15) 農園芸に関する通信事業及び情報サービス事業</u></p> <p><u>(16) 前各号の事業を目的とする他会社への投資</u></p> <p><u>(17) 前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>第3条~第4条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第5条 (公告の方法)</u></p> <p><u>当会社の公告は、電子公告の方法により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第6条~第12条 (現行どおり)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p><u>2 感染症のまん延又は天災の発生等の通常ではない場合で、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときに限り、当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会を開催することができる。</u></p> <p>第14条~第15条 (現行どおり)</p>

第 16 条

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。）に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

第 17 条～第 40 条 (条文省略)

(新設)

(削除)

第 16 条 (株主総会資料の電子提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等について、電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供制度をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 17 条～第 40 条 (現行どおり)

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第 16 条 (株主総会資料の電子提供) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にもかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。

3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。